

平成25年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成25年6月28日 午前10時00分 開会  
午後 4時33分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 辻 村 美智子  | 2番 中 川 佳 三  |
| 3番 岡 本 吉 司  | 4番 春 木 孝 祐  |
| 5番 朝 岡 佐一郎  | 6番 西 井 覚    |
| 7番 欠 員      | 8番 吉 村 優 子  |
| 9番 阿 古 和 彦  | 10番 溝 口 幸 夫 |
| 11番 川 辺 順 一 | 12番 赤 井 佐太郎 |
| 13番 川 西 茂 一 | 14番 寺 田 惣 一 |
| 15番 下 村 正 樹 | 16番 西 川 弥三郎 |
| 17番 南 要     | 18番 白 石 栄 一 |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |         |             |         |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 市 長       | 山 下 和 弥 | 副 市 長       | 杉 岡 富美雄 |
| 教 育 長     | 大 西 正 親 | 総 務 部 長     | 山 本 眞 義 |
| 総 務 部 理 事 | 菊 江 博 友 | 企 画 部 長     | 吉 村 孝 博 |
| 市民生活部長    | 生 野 吉 秀 | 都 市 整 備 部 長 | 矢 間 孝 司 |
| 都市整備部理事   | 中 裕 晃   | 産 業 観 光 部 長 | 河 合 良 則 |
| 保健福祉部長    | 山 岡 加代子 | 教 育 部 長     | 田 中 茂 博 |
| 上下水道部長    | 吉 川 正 隆 | 消 防 長       | 岩 井 利 光 |
| 会 計 管 理 者 | 邨 田 康 司 |             |         |

5. 職務のため出席した者の職氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 寺 田 馨   | 書 記 | 西 川 雅 大 |
| 書 記     | 新 澤 明 子 | 書 記 | 山 岡 晋   |

6. 会議録署名議員 5番 朝 岡 佐一郎 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 議第29号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることに

ついて

- 日程第2 議第30号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第3 議第32号 工事請負契約の締結について  
(葛城市立白鳳中学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事)
- 日程第4 議第33号 工事請負契約の締結について  
(葛城市立忍海小学校南棟地震補強・大規模改造工事)
- 日程第5 議第28号 葛城市子ども・子育て会議条例を制定することについて
- 日程第6 議第31号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第35号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第8 議第36号 平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第9 議第34号 平成25年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第10 葛城市職員採用事務に関する調査について
- 日程第11 発議第3号 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて
- 日程第12 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

**寺田議長** ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。本定例会の会期中、6月24日付で総務文教常任委員長から、お手元にごございます葛城市職員採用事務に関する調査報告書が私宛てに提出されました。これを受けまして、26日、議会運営委員会を開催願い、本報告書が提出されたことに伴う葛城市職員採用事務に関する調査についての議事日程、審議方法について協議をいただいておりますので、その概要について、運営委員長より報告願います。

5番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。去る6月24日付で、総務文教常任委員長より葛城市職員採用事務に関する調査報告書が議長宛てに提出されましたことを受けまして、去る26日、議会運営委員会を開催し、葛城市職員採用事務に関する調査についての議事日程、審議方法につきまして慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

葛城市職員採用事務に関する調査についての議事日程、審議方法につきましては、本日、各常任委員会へ付託をいたしました全ての議案の採決終了後、日程第10で上程し、総務文教常任委員長から報告書の概要説明を受けた後、委員長報告に対する質疑を行い、討論、そして本報告書をもって議会といたしまして調査を終了することについての採決まで行いたいと思います。このような形で進めさせていただきたいということのご報告をさせていただきます。

以上、葛城市職員採用事務に関する調査報告書を提出されたことに伴います、この調査の議事日程、審議方法の報告とさせていただきます。皆様方のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

**寺田議長** お諮りいたします。

本報告書が提出されたことに伴います、葛城市職員採用事務に関する調査についての議事日程及び審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程、審議方法については、運営委員長からの報告のとおり行いたいと思います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

次に、本定例会中に開催されました3つの常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告を願います。まず、総務文教常任委員長より報告願います。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務文教常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る6月18日の本会

議におきまして総務文教常任委員会に付託されました5議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、24日午前9時半より委員会を開催し慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります葛城市学校給食センターについて、新庄小学校附属幼稚園の建替えについて、及び葛城市職員採用事務に関する調査について、審査の概要を報告いたします。

初めに、葛城市学校給食センターについてであります。本件につきましては、前回の委員会において理事者より事業の進捗状況等について説明をいただきましたが、その後の事業に進捗がないため、報告などありませんでした。

次に、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてであります。理事者より工事の進捗状況について、現在はリズム室南側の絵本室の解体を完了し、東側と南側の擁壁の造成工事を、また建築工事としてくい打ち工事を行っているところであり、今後は工事工程表に沿って仮設工事や造成工事、園舎の建築工事及び旧園舎の解体工事などを予定しているという説明を受けました。

最後に、葛城市職員採用事務に関する調査についてであります。本件につきましては、これまでの調査内容に基づき報告書を作成し、総務文教常任委員会において調査を全て終了いたしました。調査結果の概要については、後に日程第10におきまして改めて委員長報告をさせていただきます。

なお、葛城市学校給食センターについて、新庄小学校附属幼稚園の建替えについての2つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**寺田議長** 次に、民生水道常任委員長より報告願います。

15番、下村正樹君。

**下村民生水道常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る6月18日の本会議におきまして民生水道常任委員会に付託されました5議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、25日午前9時30分より委員会を開催し慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会所管の調査案件であります當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について、審査の概要をご報告いたします。

本件につきましては、理事者側から前回の委員会以降の状況報告として、新クリーンセンター建設に伴うごみ収集業務体制について、クリーンセンター職員との会議を重ね、協議した内容についての説明がありました。また、業者によるごみの持ち込みについて今後どのように許可していくかを検討しているという報告や、ごみの分別収集の細分化等についても現在部内で検討しているという報告がありました。

委員会といたしましては、本所管事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**寺田議長** 最後に、都市産業常任委員長より報告願います。

11番、川辺順一君。

**川辺都市産業常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る6月18日の本会議におきまして都市産業常任委員会に付託されました議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、26日午前9時30分より委員会を開催し慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会所管の調査案件であります、地域活性化事業新道の駅建設事業について、審査の概要を報告いたします。

本件につきましては、理事者側から、平成24年度から平成26年度における事業の当初計画と実績及び変更計画についての報告とともに、現在の状況として、ソフト面では道の駅設立委員会の開催状況や道の駅設立準備会などの開催予定について、ハード面では昨年度より測量、用地鑑定を進めてきたが、現況測量や土地等の取得に係る用地測量並びに用地鑑定作業を終えて、5月終わりには地権者の方々に筆界の確認、現地立会をいただき、面積も確定し、今月から用地交渉に入っているとの報告を受けました。

委員からは、道の駅の事業区域内にある既存の県道寺口北花内線によって事業区域内が寸断され、飛び地となる土地があるが、その土地を購入する必要性はという問いがあり、県道寺口北花内線は県道御所香芝線を含めて県と協議した結果、渋滞緩和、危険防止のために交差点改良を義務づけられ、両県道にまたがる土地を含めて道路用地として用地購入をする必要がある。道路の詳細設計については、これから協議していくという答弁がありました。

また、消防署がすぐ隣にあり、1秒を争う出動体制をとらないといけない。その上で、道の駅への誘導道路と消防署の出動道路が交差することについての考え方はという問いがあり、このことについては円滑な救急体制をとれるよう、道路拡幅も含めて現在検討しているという答弁がありました。

委員会といたしましては、本所管事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、都市産業常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**寺田議長** 本定例会中に開催されました3つの常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は、以上でございます。

これより日程に入ります。

日程第1、議第29号から日程第4、議第33号まで、以上4議案を一括議題といたします。本4議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務文教常任委員長** ただいま上程されております議第29号、議第30号、議第32号及び議第33号の4議案について、総務文教常任委員会における審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第29号、奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについてであります。質疑では、奈良県広域消防組合規約第3条で、組合の事務として除外されている消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務について、今後、市としてどのように対応されるのかという問いに対し、これまでは水利施設の設置と維持管理は市で行い、点検については消防本部で行っていたが、広域消防組合設立後は消防団

に係る事務とともに全て総務部生活安全課で対応するよう考えており、今年度より課長補佐1名を増員させていただいたという答弁がありました。また、協定書案では各市町村の経費負担は消防に係る基準財政需要額によって案分することが示されているが、本市は合併による算定替によって通常より高く見積もった需要額とされている。このことについて、組合でどのように議論されたのかという問いに対し、市としてもこの問題を提起し、組合の会議において議題に上がり検討もされたが、協定書案のとおり、現状の基準財政需要額により案分することに決定されたという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号、工事請負契約の締結について（葛城市立白鳳中学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事）及び議第33号、工事請負契約の締結について（葛城市立忍海小学校南棟地震補強・大規模改造工事）の2議案については一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。質疑では、今回の工事請負契約はこれまでの地震補強・大規模改造工事に比べると高い落札率となっているが、予定価格設定方法を変更されたのか。また、市が公表している予定価格と業者の価格設定が食い違う原因はあるのかという問いに対し、予定価格の考え方については、以前、国では設計価格イコール予定価格という見解を示されていたが、市においては社会通念上の取引事例や過去の実績等を考慮して、設計価格と異なる予定価格を設定していた。しかし、落札率が70%を切る事例もあり、現在は最低制限価格を公表し、総合評価落札方式を採用している。また、高い落札率となった要因は、昨年より東北地方の震災復興が本格化し、資材費、人件費ともに高騰しているが、今回葛城市の設計価格に用いた単価は、高騰する前の昨年度の単価を用いたことが考えられるという答弁がありました。議第32号、議第33号ともに討論はなく、採決の結果、2議案とも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されており、これを付け加えまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第29号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第29号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第30号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第30号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第32号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第33号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第33号議案は可決されました。

次に、日程第5、議第28号から日程第8、議第36号まで、以上4議案を一括議題といたします。本4議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

15番、下村正樹君。

**下村民生水道常任委員長** ただいま上程されております議第28号、議第31号、議第35号及び議第36号の4議案につきまして、民生水道常任委員会における審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第28号、葛城市子ども・子育て会議条例を制定することについてであります。質疑では、本条例第2条において、子ども・子育て会議は法第77条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じて市の子ども子育て支援に関する重要事項について調査、審議する

とあるが、重要事項というのはどういったものが考えられるのかという問いに対し、子ども・子育て支援新制度の目的の1つに、子育ての相談や一時預かりの場をふやすなど、地域の子育てを一層充実させるという目的がある。これについては各市町村の状況に応じて子ども・子育て支援事業計画に上げることができるので、委員の皆さんに重要事項として調査、審議していただき、ご意見を述べていただきたいと考えているとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第35号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第36号、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。質疑では、要介護認定調査委託料について、認定調査事務にかかわる職員の現在の体制や、調査を委託する理由について教えてほしいという問いに対し、要介護認定調査については、現在週2日勤務の臨時雇用職員が2名、週3日勤務の臨時雇用職員が2名の計4名で行っている。調査を委託する理由については、認定調査員の確保が困難であることと、認定調査の日程調整を緩和させるためであるとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思います。

日程第5、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第31号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）



**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第35号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第36号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第36号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第34号議案を議題といたします。本案は3つの常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務文教常任委員会の関係部分についての審査の結果報告を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務文教常任委員長** ただいま上程されております議第34号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決につきまして、総務文教常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、今後白鳳灯のLED灯へのつけかえに当たって、その進め方をお示しいただきたいという問いに対し、まずLED照明導入調査事業としては白鳳灯が設置されている位置調査を行い、電柱や支柱に番号を取りつけ、取りかえに係る計画書を作成するものである。この事業に係る事業費は787万5,000円を予定している。そして、この調査結果に基づき、LED照明に係るリースを行うことが可能な民間企業等が地元の従業員を雇用し、LED灯への取りかえ工事を行う。事業費は1,684万5,000円を試算しており、直接工事費の4分の1は環境省より直接事業者補助されるという答弁がありました。

また、ICTまちづくり推進事業の中身について教えていただきたいという問いに対し、本事業については国の災害に強いまちづくりのため、地域が複合的に抱える諸問題等の解決

を可能とする先行モデルの実現を目的とした事業であり、国から事業の補助を受けるに当たり、全国から75団体の応募があった中、選定された21団体の中に葛城市が含まれている。これにより、ICTを有効に活用し、行政と地域コミュニティがしっかりと連携し、運用する実証、また非常時の活用及び防災、減災活動のための仕組みを実証していくものである。具体的には、情報共有システムやテレビ会議システム、エコエネルギーシステムの3つのシステムを導入するという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で総務文教常任委員長の分割付託に対する報告は終わりました。

次に、民生水道常任委員会の関係部分についての審査の結果報告を求めます。

15番、下村正樹君。

**下村民生水道常任委員長** ただいま上程されております議第34号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決につきまして、民生水道常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、衛生費の中の風しんワクチン接種助成金について、現在の申請件数及び対象者数はという問いに対し、葛城市では現在28名の申請があり、内訳としては、風しんワクチン接種者は4名、MRワクチン接種者は24名である。対象者については、妊娠を予定または希望している女性や、妊婦の配偶者及び同居家族で19歳以上の方が対象となるので、平成24年度の婚姻届、出生届の届出件数をもとに1,200名と見積もっている。その中で、接種率40%を見込んでいるので、480名掛ける6,000円で288万円を今回予算計上させていただいたとの答弁がありました。

また、風しんワクチン接種助成金の支給方法については、葛城市は償還払いということであるが、全国また県内の他市の状況はという問いに対し、県内12市のうち、葛城市を含む9市が償還払いで、3市が委任払いを採用している。全国的にどちらが多いのかは今のところわからないが、償還払いが多いのではと思っているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で民生水道常任委員長の報告は終わりました。

最後に、都市産業常任委員会の関係部分についての審査の結果報告を求めます。

11番、川辺順一君。

**川辺都市産業常任委員長** ただいま上程されております議第34号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決につきまして、都市産業常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、消費者行政活性化事業交付金の実績を教えてくださいという問いに対し、平成24年度の消費生活の相談者数は、来庁相談者が33名、電話相談者が17名、合計50名の方が利用された。なお、御所市と窓口を共有していることから、その中に御所市の方が4名含

まれている。男女の内訳は、男24名、女18名、団体として8名である。また、相談内容としては、訪問販売について6件、通信販売について10件、電話での勧誘販売について2件など、商品にかかわる一般の相談なり、保健衛生に関する物品購入に係る相談件数が多かったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第34号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、葛城市職員採用事務に関する調査についてを議題といたします。本件につきましては、平成24年第3回葛城市議会定例会最終日におきまして、議員提出議案でございます発議第8号、葛城市職員採用事務に関する調査を総務文教常任委員会に付託する決議についてを全会一致で採択し、葛城市職員採用事務に関する事項について、総務文教常任委員会の所管事項の調査項目に加えまして調査をいただいておりますが、このほどその調査が終了し、委員長より私宛てに報告書の提出がありましたので、委員長より報告を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務文教常任委員長** ただいま上程されております葛城市職員採用事務に関する調査について、総務文教常任委員会の調査終了に伴い、平成25年6月24日付にて調査報告書を議長に提出いたしました。その調査結果の概要について、お手元でございます葛城市職員採用事務に関する調査報告書によりご報告いたします。

1ページをお開きください。調査の趣旨でございます。本件については、議会全員協議会や一般質問の中でいろいろと議論があり、平成24年第3回葛城市議会定例会本会議第4日目において、所管である総務文教常任委員会に対し、調査を付託する決議が可決されました。それを受けて、本委員会では①葛城市職員採用事務に関する事項について、②葛城市職員採用試験に係る受験資格の変更及び職員採用の基本方針等に関する事項について、③葛城市職員採用試験における採点結果及び合否判定等に係る公文書公開請求に関する事項について、

④葛城市職員採用における市長の採点及び合否判定等に係る事項について調査を行っております。

次に第2、調査事件であります。調査事件につきましては、ただいま申し上げました4つの調査事項を挙げております。

次に3、委員会等の開催状況についてであります。委員会を5回、打ち合わせや聞き取りなどの協議会を8回開催しております。

次に4、調査の内容と結果についてであります。本件の調査については、合併以降の職員採用事務について、さきにご示させていただきました4項目の調査事項に分けて、それぞれ調査を行いました。

1つ目は、葛城市職員採用事務に関する事項についてであります。調査の内容といたしましては、第1次試験から第3次試験において、市長及び副市長が関与した試験について調査を行いました。

3ページをお開きください。調査の結果でございます。職員採用事務の流れについては、初めに各課における現在の業務量、事務事業進捗状況や職員の残業時間、あるいは臨時職員の必要性等についてヒアリングを行い、7月が期限となっている勧奨退職者、定年退職者等を把握してから、これらの結果をもとに、過去の実施結果や社会情勢等を踏まえて、理事者と人事担当部局で協議しながら新規採用職員募集要項を策定している。

次に、試験内容については、第1次試験では全職種が対象となる筆記試験と、消防士、保育士などの専門職に係る分野の試験として専門試験を委託により実施しており、得点上位の者から合格としている。第2次試験については、職種ごとに6、7名程度のグループに分かれての集団討論試験と小論文試験、及び消防士、保育士の職に必要な実技試験、また性格診断などを行う適性検査を委託により実施している。小論文の採点については専門の教師の有資格者に委託しており、集団討論と小論文の成績を合計し、得点の上位の者から合格としている。第3次試験の面接試験では、面接に係る評価項目に基づき、試験官が採点を行い、成績の上位の者から採用候補者名簿に登録している。採用決定者については採用決定通知を出し、採用承諾の意思確認を行い、採用となる。

市長及び副市長が採点した試験は、第2次試験の集団討論と第3次試験の個人面接である。また、合否判定については、市長、副市長ともに第1次、第2次、第3次のそれぞれの試験に加わっている。なお、第1次試験から第3次試験までを実施したのは平成21年度以降であり、それまでについては第1次、第2次試験までであった。

2つ目は、葛城市職員採用試験に係る受験資格の変更、及び職員採用の基本方針等の事項に関する事項についてであります。調査内容といたしましては、①職員採用における採用方針（受験資格及び職員採用条件一覧）の変遷と推移、②受験区分別応募者数、採用予定人員と受験者数・採用人数及び職種一覧について調査を行いました。

7ページをお開きください。調査の結果でございます。職員採用の基本方針については、これまで葛城市職員採用試験案内という要項的な内容で記載したものをその都度完成し、公表されてきた。平成18年4月から包括支援センター設置の義務化に伴い、平成17年度に保健

師4名の募集を行っている。平成18年度以降は平成18年3月に策定した葛城市集中改革プランの定員管理の適正化において、平成23年度までの退職者の補充については、事務職員の補充は退職者の3分の2の補充にとどめ、合併年度の職員数379名から7年間で9.5%、職員数で36名を削減し、343名とする計画であった。この計画に沿って採用を行った結果、平成23年4月1日時点で職員数は339名となり、目標を達成されている。平成23年度以降については次期定員適正化計画の策定がないため、平成23年8月に職員採用は原則として退職者の補充のみとし、平成23年度の職員数339名を維持し、平成24年度から平成26年度までは新市建設計画の大きな事業を合併特例債が切れる平成26年度までに執行する必要性から、平成27年度以降の退職者分の前倒し採用をする集中投入期間とされている。

また、平成27年度から平成32年度までの間は人員投入解消期間とし、この期間に退職者の補充を抑制しながら、平成33年度までには現状の職員数339名以下となるよう努める内容の職員採用の基本方針を作成されている。

しかし、合併特例債の起債発行期限が5年延長されたことで弾力的な行財政の運営を考える必要性から、平成24年度の職員採用の中で効果を確認し、その上で事業計画の見直しも含めて検討を行うため、平成24年度の採用試験については一般事務職の採用を見合わせている。

本年度の職員採用については、4月後半に人事担当の職員と原課で業務量や事務事業進捗状況等についてヒアリングを行い、今年の採用、またこれからの採用方針について、5月、6月である程度の方針を固め、7月の勸奨退職の様子を見ながら決めようと考え、今後はこれまでの採用の検証等を行いながら進めたいとのことである。

各年度における受験資格の変更の経緯、並びに理由については、平成19年では上級職の年齢は28歳、中級は26歳、初級は24歳であった。平成20年の採用はなく、平成21年の採用募集については一般事務職の上級の年齢を30歳まで引き上げ、中級を28歳、初級を26歳まで、建築技術職は35歳までと、それぞれ募集年齢が引き上げられた。職種については、平成21年は一般事務職に新卒者枠と社会人経験者の枠を設けている。この社会人枠を設けた背景には、リーマンショックによる経済状況の悪化に伴う派遣労働者等の雇いどめや新卒者の内定取り消しなど、雇用情勢が深刻な社会問題として取り上げられており、こうした方々の失業対策の一助を担うため、また社会人経験者を含めてより優秀な人物を広く求めるためなどの理由があった。その結果、年齢を引き上げるにより応募人数が増加し、優秀な人材確保の選択肢がふえたが、一般事務職採用人数の14名の中に、29歳、30歳の該当者はなかった。また、試験内容が同じであっても、社会人枠を設けることで社会人として優れた人物を採用しようにも、社会人枠4名、新卒者枠10名という制限があり、採用できなかったという反省があり、次年度より社会人枠は撤廃されている。

平成22年の採用募集については平成21年と同様としたが、職種については前年の反省から一般事務職の社会人経験者枠をなくし、この年はあわせて保育士の募集が行われている。平成23年の採用募集については、上級の年齢を35歳まで、中級を33歳、初級を31歳まで引き上げ、一般事務職、建築技術職、土木技術職及び保育士の募集人員、合わせて24名としている。この大幅な募集人員にふやされた理由は、職員採用の基本方針に基づく、さきに述べた人員

投入集中期間によるものである。そして、年齢幅を35歳まで引き上げたことについては、採用者の年齢の偏りをできるだけ少なくし、豊富な知識や経験を活かせる人材を幅広く募集しながら、即戦力となる職員を確保することを目的としたものであった。また、35歳の年齢設定については、平成19年10月1日における雇用対策法第10条に基づき、募集採用における年齢制限が廃止されたため、厚生労働省令で定められた例外事由に該当する者でなければ年齢制限はできないとされている。この例外事由とは、同法の施行規則第1条の3第1項第3号イに、事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て、合理的な制限である場合として、長期継続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等の期間の定めがない労働契約の対象として募集、採用する場合とあり、次の2つが例外事由となる。1つ目は、若年者を採用し、長期継続によるキャリア形成を図る我が国の雇用慣行を一定程度尊重する必要があること、2つ目は、現下の雇用情勢に鑑み、フリーター等の若年者に雇用機会を与えるために年齢制限を認めることに一定の合理性がある場合と考えることから設定したものであり、基本的に35歳未満の若年者であることとなっており、これに準じた引き上げとなっている。その結果、平成23年の中で年齢引き上げによる対象者は一般事務職で2名であった。

次に、受験資格の年齢制限の確認については、受験案内では上級に該当する大卒者は、短大卒の中級、高校卒の初級には受験できないとしており、さらに申込書への記載誤りや虚偽の記載をした場合は、後に判明した場合は採用を取り消すことがあると表記されていることで、学歴を偽った受験に対しては一定の抑制が図られている。そして、第2次試験時には卒業証明書、または卒業見込み証明書の提出を求めているが、受験資格について明確に調べることは困難であり、受験者の良心に従っているのが現状となっている。

受験区分別応募者数、採用予定人員と受験者数・採用人数及び職種一覧については、平成23年度では一般事務職、建築技術職、土木技術職、保育士を募集し、採用予定人数については、一般事務職は上級、中級、初級合わせて19名、建築技術職、土木技術職はともに1名程度、保育士は3名の募集であった。申込者数は、一般事務職では上級、中級、初級合わせて291名、建築技術職は3名、土木技術職は1名、保育士は25名の申し込みがあった。このうち、第1次試験受験者数は、一般事務職が237名、建築技術職は3名、土木技術職は1名、保育士は23名であった。第2次試験の受験者数は、一般事務職で64名、建築技術職で2名、土木技術職はゼロ、保育士は9名で、合格者数は一般事務職で36名、建築技術職で2名、保育士6名であった。第3次試験については、受験者数は一般事務職で32名で、建築技術職で2名、保育士で5名であり、最終合格者は、一般事務職は23名、建築技術職は1名、保育士3名であった。

3つ目の調査事項は、葛城市職員採用試験における採用結果及び合否判定に係る公文書公開請求に関する事項についてであります。調査内容といたしましては、①採用年度ごとの第1次試験の合格者数（点数順位及び第2次試験受験資格を得た順位）について、②第1次試験（筆記）試験の受験者と住居区分（市内、市外、県外）、取得点数と順位一覧、合否区分人数について、③第3次試験（面接）試験の受験者数、合否区分と人数、合格者数と住居区

分（市内、市外、県外）について、④上記における合否判定と個人面接実施後の合否判定について、⑤最終合格通知送付人員及び住居区分（市内、市外、県外）について調査を行いました。

15ページをお開きください、調査の結果でございます。採用年度ごとの第1次試験の合格者数（点数順位及び第2次試験受験資格を得た順位）と、第1次試験（筆記）、第3次試験（面接）試験の受験者数と住居区分（市内、市外、県外）、取得点数と順位一覧・合否区分人数については、平成23年度の実績では、第1次試験の合格者数は、一般事務職が71名、建築技術職が3名、土木技術職が1名、保育士が12名であった。市内、市外、県外の内訳については、一般事務職が受験者数237名に対し、市内が61名、市外が110名、県外が66名であった。建築技術職については、受験者数3名に対し、市内が1名、市外が2名であった。土木技術職については、受験者数1名に対し、市内が1名、保育士については、受験者数23名に対し、市内が6名、市外が16名、県外が1名であった。

第2次試験の受験者数においては、一般事務職については上、中、初級合わせて64名であり、そのうち合格者は36名であった。第3次試験では、受験者数は一般事務職は32名、建築技術職が2名、土木技術職がゼロ、保育士が5名であった。市内、市外、県外の内訳については、一般事務職の32名のうち、市内が7名、市外が14名、県外が11名、建築技術職については、受験者数の2名のうち、市内が1名、市外が1名、保育士については、受験者数5名に対し、市内が3名、市外が2名であった。

点数及び順位については、葛城市情報公開条例により開示しないことができる公文書として、個人情報に関する情報のほかに事務事業の公正かつ円滑な執行を困難にする情報というところに該当し、非開示とされた。また、全体の点数についても、それぞれの年の合格最低点等を明らかにすることで、優秀であったとか出来がよくなかった年とか、本来の趣旨ではないところまで勤ぐりが入ってしまうおそれや、毎年同じ試験ではないため、試験の内容によって点数にばらつきが生じ、相対的なものであるが、採用された職員からすれば合格最低点などを知られることは適当でなく、円滑な業務の推進に支障が出る可能性があるとの判断で非開示とし、回答は得られなかった。

また、第1次試験における外部委託の試験結果を内部で整理し、名前をつけたものを合否判定の資料にしていることについては、個人名が何らかの判定にかかわってくる可能性がないとは言えず、葛城市政治倫理条例にある、市長を初めとする3役あるいは議員も含めて、職員の採用にかかわっては紹介なり推薦などについては一切してはならないという明確な規定があるならば、そういった危険な要素については一切採用試験の全体の流れの中で入り込む余地はないという、すっきりした制度を確立すべきという意見に対しては、試験結果と受験番号と名前を照合することについては過去、旧両町の時代からずっとそのような形で実施しており、必要性については、試験の答案用紙の受験番号と職種等の記入方法はマークシート方式ということで、マークの記入誤りによる受験者の職種の錯誤をなくすために、人事課において受験番号と点数を手持ちのデータと照合し、点数の高い者から並べかえた一覧表を作成している。この一覧表に基づき、市長、副市長、教育長、企画部長、人事課長、人事担

当課長補佐で会議を行い、第2次試験に向けて何名を合格とするかを決めている。これからの方針として、名前や住所を入れた人物が特定されるような方法をとるべきではないというご提案があったということをご重く受けとめ、今後の試験において十分に踏まえて、これからの職員採用試験に取り組むたいとの答弁があった。

第1次試験及び第3次試験における合否判定と、個人面接実施後の合否判定については、第1次試験の合格者の決め方は上級、中級、初級ごとにそれぞれ何名とるということではなく、各種の試験内容が異なり、級によっては優秀な者の多い少ないもあるので、職種ごとに全体で何名を採るかということにしていることから、点数としてはボーダーラインは初めから設定しておらず、結果として第2次試験に進んだ者の合格最低点が出るという形になっている。また、毎年ある程度採用の辞退者が出ることから、補欠の合格者も考慮して合格者数を決めており、補欠合格者を含めた採用予定者の3倍程度を第1次合格者としているが、最低点の同点者が複数の場合もあるので、結果として若干合格者がふえる場合もある。

第1次試験については業者委託し、その業者から戻ってきた点数をもとに上位の者から決定しており、第2次試験については小論文と集団討論があり、小論文については専門家に採点を依頼している。集団討論については、ある程度の課題を与え、6、7名程度のグループにより行われ、試験官である市長、副市長、教育長、企画部長の4人が採点者となり、採点をしている。採点内容は、1人持ち点を100点とし、项目的には支障があるため言えないが、協調性などを見るための集団討論である。4人の試験官は、その討論の中でそれぞれの協調性などを判断しながら採点を行い、その4人の平均点が集団討論の点数となるが、このとき、住居区分は採点ポイントには関係なく、集団討論と小論文のそれぞれの点数の合計が第2次試験の成績の判定となっている。なお、集団討論には事務的な役割をするため、1名人事課長等が入っているが、採点には加わっていない。

第3次試験の面接試験についても、第2次試験と同じく試験官は4名で、受付程度の事務を行う試験官が1名入っている。試験内容については、受験者1人ずつ、約10分程度の面接を行い、それぞれ試験官が10項目の評価項目に基づき、それぞれ持ち点100点で採点している。そして、採点者4名の平均点が面接試験の最終成績となり、上位の者から必ず合格としている。

最終合格通知送付人員及び市内、市外、県外など、住居区分については、平成23年度では、採用は一般事務職で18名であった。採用者の内訳は、市内が5名、市外が9名、県外が4名であった。建築技術職については、採用人数は1名で、市内が1名であった。土木技術職の採用はなく、保育士については採用者3名のうち、市内が2名、市外が1名であり、これは成績上位の者の内訳が、結果的に市内、市外、県外という形であらわれたものである。最終合格通知の送付先についての住居区分の確認については、最終合格通知を送付するまでは、受験申込に記載された住所なり連絡先をもとに区分し、その確認は郵送文書が届くことにより確認している。また、採用になれば住民票なりを徴取し、最終居住地を確認している。

4つ目の調査事項は、葛城市職員採用試験における市長の採点及び合否判定等に係る事項についてであります。調査内容といたしましては、①第2次試験以降における採用試験のあ



り方について、理事者面談の経過等の所見、②第2次試験以降の面接試験における加点方法について、③第2次試験の集団討論、第3次試験の個人面談における試験官（市長以下5人）ごとの採点結果（点数、順位及び合格者の順位）について、④今後の採用事務に係る市長の関与についての市長の方針について、⑤各年度の採用辞退者数及びその理由について調査を行いました。

20ページをお開きください。調査の結果でございます。第2次試験以降における採用試験のあり方について、理事者面談の経過等の所見、また今後の採用事務に係る市長の関与についての市長の方針については、奈良県内で採用試験に市長がかかわっている市は葛城市だけであるが、それを禁止する法律もなく、職員は住民福祉の増進のために存在し、法に基づいて仕事をしていることから、どういう人たちが葛城市の職員にふさわしいのかということとを判定することに対し、最高決定責任者である首長が関与することは至極当然のことであり、葛城市の将来を任せるに足りる人物をできるだけその短時間で見抜くということは難しいかもしれないが、責任者としてその責を負うということはとても大事なことであった。

ただし、第三者委員会など、公平性、公正性を担保する人たちを試験官に入れてはという提案に対しては今後の検討材料にするとされており、その中で、平成24年度から試験官として公平委員1名が加われ、その合否判定を行われている。

平成21年度から第2次試験、第3次試験という形で1つの試験をふやしたことについては、それまでは筆記試験、小論文、適性試験及び面接を第1次試験と第2次試験に分けて行われていたが、やはり試験という面接の10分の時間だけでは受験者の本質は見られないだろうということから、集団討論を通してその中で本質の一端が見えるかもしれないということで、集団討論を取り入れられている。今後は公平性、公正性というものをどれだけ担保できるかということについて、外部の委員会なのか公平委員なのかという答えはまだ出されていないが、加わっていただき、住民から公正に選ばれているということとをきちっと理解してもらえようような職員採用体制を考えられている。

また、面接の際の評価ポイントや公平委員の採用試験へのかかわり方については、集団討論や面接試験における評価の採点ポイントについて話すことは、今後の採用試験執行への影響を及ぼすとのことから、答弁はいただけなかったが、平成24年度から、公平委員が第1次試験の採点結果の開封から第2次試験の集団討論の採点、第3次試験の面接試験の採点など、それぞれの採点結果の合否判定まで全てにかかわられている。そのことにより、平成24年度については従来の市長、副市長、教育長、企画部長の4名と公平委員、人事課長が採点に入っている状況となっている。

次に、第2次試験以降における加点方法及び試験官（市長以下5人）ごとの採点結果（点数、順位及び合格者の順位）については、第2次試験の集団討論は、平成23年度においては受験者7、8名程度を1つのグループごとに司会者や記録係などを自分たちで決め、課題について各自意見を出し合い、その課題に対しての結論を導いてもらうものであり、その採点については、課題について各自の考え方や討論の過程で、その協調性など人となりを総合的

に判断して、試験官が受験者ごとに採点をしている。また、集団討論においては、グループによって活発な方や印象的に立派な方ばかりが偶然固まることもあり得るが、そういった場合においてもグループごとに1人ずつ採点しており、活発なグループに入っておられた方々の発言については、公平な目で見ながら全体の中で採点を行われている。

小論文については課題を与えて、その作文の結果に基づき専門家に採点を依頼されている。第3次試験の個人面談では、試験官は5名であり、平成23年度においては、試験官5名のうち採点者は3役と企画部長の4名であり、消防職の場合には消防長などが入ることもある。面接は受験者1名ずつ約10分程度で行っており、採点者は各自それぞれが受験者に対して質問を投げかけて採点を行い、同時にほかの採点者もその受け答えを評価している形となっている。各採点者の持ち点は100点で、最終4人の平均点を得点とし、合格者は必ず高得点の者から順次合格とされている。なお、集団討論及び面接試験における採点については、協調性など、その項目ごとにどういった点を見て採点するかをあらかじめ明記し、試験官はそれに基づき採点を行っている。

各年度の採用辞退者数及びその理由については、平成23年度を例にすると、一般事務職の最終合格者23名のうち、辞退者数は5名であった。なお、辞退する場合は辞退届を提出されているが、理由を記載する必要はないことから、理由等については不明であった。

調査の内容と結果については以上でございます。

続きまして、調査事項の総括及び改善意見についてであります。

これまで葛城市職員採用事務に関する調査については、4つの調査事項に分けて調査を行ってきた。その中で、葛城市職員採用事務についての一定の流れや受験資格の変更理由、また市長の採点へのかかわり方など、さまざまな事が明らかになるとともに、幾つかの改善意見もあった。

最初に、採用試験結果となる個人の点数や順位、また全体の点数が個人情報に関する情報や事務事業の公正かつ円滑な執行を困難にする情報ということで、答弁を得られなかったことについてである。このことに対して、個人情報に係る部分の非開示は理解できるが、事務事業の円滑な執行を困難にする情報としての理事者側の判断で非開示とされたことについては、各常任委員会が現在行っている調査や、これから行う調査の過程において委員会が必要とする情報については、開示する方向で検討願いたい。

次に、第1次試験における委託業者から返ってきた試験結果を受験番号と名前を照合し、成績順に並べかえ、合否の判定をされていることについてである。このことについては、旧の両町時代から継続して行われてきたもので、かつ試験がマークシート方式ということで、記入誤りによる受験者と職種の錯誤をなくすため、必要な事務であるとのことであったが、何かを疑われる原因にもなりかねない内容であり、今後事務の改善を望むものである。

次に、市長等の内部の関係者のみが採用試験に関与している、以下2点の問題についてである。1点目は、採用試験にかかわることについて、市長自ら答弁で、葛城市の将来を任せるに足りる人物を選ぶため、最高責任者である首長が関与することは当然であるという認識を示していること、2点目は、第2次試験や第3次試験における試験官が、特別職3名と企

画部長という内部の者だけで採点が行われていることである。これらの問題については、第三者委員会などにより、公平性、公正性を担保にする人たちを試験官に入れてはという提案を受けて、平成24年度より試験官として公平委員1名が加わり、合否判定を含む採用試験にかかわるその全てにおいて携わっていただいていることにより、内部の関係者のみが採点試験に関与している点に関しては、一部改善をされていると認められる。そして、第2次試験及び第3次試験の採点が、試験官4人の平均点を基準に、判定者全員の合議により合否の判定をされており、1人の採点者が手心を加えてもどうにもできないシステムになっているということについては、委員からの葛城市政治倫理条例にのっとり、採用試験については一切入り込む余地はないと言える制度を確立すべきという意見もあるように、更に進んだ職員採用制度改革を望むものである。

最後に、市当局においては今回の調査の中で出された委員からの意見や要望を真摯に受けとめられ、葛城市の財産となる職員の採用について、更に厳正で公平、公正な職員採用事務体制を確立しつつ、優秀な人材確保に努められることを強く求める。

以上が調査結果の概要でございます。

結びに当たりまして、このたび、調査を総務文教常任委員会へ付託する決議内容にもございました、委員会の調査権限を越えて更なる調査を必要とする場合に、地方自治法第100条第1項の規定による新たな委員会の設置を検討することについては、総務文教常任委員会としてその必要はないことを確認し、本報告書をもって調査を終了したことを申し述べ、葛城市職員採用事務に関する調査に係る総務文教常任委員会の調査報告といたします。

以上でございます。

**寺田議長** 以上で報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石君。

**白石議員** ただいま、総務文教常任委員会委員長から報告がありました。葛城市職員採用事務に関する調査報告について、質疑を行いたいと思います。

平成24年9月26日の本会議において、葛城市職員採用事務に関する調査を総務文教常任委員会に付託する決議が全会一致で採択され、職員採用事務に関する事項、職員採用試験における採点結果及び合否判定等に係る公文書公開請求に関する事項や、採用試験における市長の採点及び合否判定等に係る事項など、4項目の調査事項が総務文教常任委員会の所管事項の調査項目として加えられ、9カ月間にわたり調査、審査されてまいりました。委員長初め、委員のご苦勞にまず敬意を表したいと思います。

さて、私は本件について、地方公務員法や葛城市政治倫理条例を遵守する立場、議員として行政を厳しくチェックする立場から、市長等や市議員が疑惑を持たれるようなことはしてはならない、採用試験に関与すべきではないと全員協議会や一般質問で問題提起をしてみました。委員長はこの調査事項を審査、調査するに当たって、どのような姿勢、立場に立って進まれてまいったかまずお伺いをしたい、このように思います。

次に、本委員会の調査に当たって、最も重要であった採点結果や合否の判定に係る公文書の請求に対して、非開示とされました。これは、市長等の関与を明確にするに当たって、極めて重要な根拠になる資料であります。これらの資料が非開示となったことに対してどのような対処をされたのか、ご所見を求めておきたい、このように思います。

さらに、理事者は採用試験の合否や採点にかかわることは法律で禁止されていない、法に基づいて仕事をしている、当然至極のことだ、どういう人たちが適当なのか、ふさわしいのかということとを判定することに対し、最高責任者である市長が関与して何が悪いのかの思いもあるとの答弁が報告書に明記されています。まさに理事者の職員採用に対する姿勢が明らかになっているわけであります。委員会は、法に基づいて仕事をするということはどういうことか、それを私は冒頭に申しましたように、地方公務員法や葛城市政治倫理条例に基づいて厳しく深く審議をすべきではないのか、さらに県内の他の11市において市長が一切関与していない状況からも、その審議を深めていく必要があったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、総務文教常任委員会に付託するに当たって、決議の第1項において本委員会の調査権限を越えて調査しなければならない場合については、地方自治法100条第1項の規定により、葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会の設置を検討する、このように決議の中に明記されております。委員長の報告では、最後に総務文教委員会では設置の必要がないということを決めたということですが、どのような理由で検討する必要がないと判断をされたのか、お伺いをしたいと思います。

以上であります。

**寺田議長** 12番、赤井君。

**赤井総務文教常任委員長** まず1点目の件です。この件に関しましては、私は委員長という立場はまず中立であると。ただし、議論については公正、公平に判断してまいったつもりでございます。

2点目につきましては、非開示の問題につきましては、私としてはやはりここで開示できないというのは、やはり葛城市の職員採用に関しては、これ以上公表してはこれはどうなるのかなというような考えにも基づいての判断で行っております。

それから3点目につきましては、市長の考え方については市長が答弁されたことでございますので、そこの首長である市長が介入されることについては何ら問題ないと、私としては判断しております。

それから4番目は、百条につきましては、委員全員でこの問題についてどうすべきかという話し合いをしました。皆さんの総意によりまして、百条は一応確認した上で必要がないという結論に達しております。

以上でございます。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** それぞれ委員長からご答弁をいただきました。

どのような立場で、姿勢でこの調査にかかっていたかということでもあります。中立

である、公正、公平な立場で臨んでまいった、委員長としての立場は立場として、これは会議を、委員会を運営するという立場であって、調査事項に係るやっぱり立場というのは、やはり議会として付託された委員会の役割として、法や条例に基づいてチェックをする、厳しく議会としての役割を果たしていくということがやはり求められたわけであります。そういう意味では、このことに言及がないということについては、これは遺憾と言わざるを得ない、このように思います。

何よりも、葛城市では旧當麻町から県下でも大いに評価されている、葛城市政治倫理条例が設置されています。その第1条目的では、市長等及び市議会議員は、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう、市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与する。このように規定されているのであります。

また、第2条の市長等及び議員の責務並びに政治倫理基準において、市長等及び議員は、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。と規定され、さらに品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないこと。さらに、公正な人事を図るため、市職員（臨時職員を含む）の採用に関して、推薦又は紹介をしないこと。と明記されているのであります。

また、第3項は、市長等及び議員は、政治倫理に違反する事実があるとの疑いを持たれたときは、第5条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。このようにしています。私は、このような立場から、総務文教常任委員会の調査、審議が行われるべきであるというふうに考えます。

さらに、地方公務員法の第1条、この法律の目的では地方公共団体の人事機関と地方公務員の任用、職階制、給与等の勤務条件、分限及び懲戒等の人事等を保障することを目指し、地方自治の本旨の実現に資することを目的としている。この地方公務員法によって、任用、つまり採用や昇任、降格あるいは転任等、これらの根本基準を確立すること、こういうことを求められているのであります。さらに第2条の任命権者については、地方公共団体の長、議会の議長初め、選挙管理委員会等とその他法令又は条例に基づく任命権者は、地方公務員法並びにこれに基づく条例等に従い、それぞれの職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものと規定をしているのであります。任命権者の権限の行使は、地方公務員法やこれに基づく条例等に従わなければならない、こういうことが書かれているのであります。

さらに地公法の第13条、平等取扱の原則では、これは憲法にも規定されている、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、差別は、されてはならない。ということがそのままこの既定に反映され、職員または職員となろうとする者、さらに職員であった者を含めて全て平等の取扱いがされなければならない、このように明記をされているのであります。

さらに第15条、任用の根本基準であります。職員の任用は、この法律に定めるところにより、受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基いて行わなければならない。とされ、こ

の法の趣旨についてこう書いています。職員の任用については、成績主義の原則の確立であるということであり、その成績主義の原則の中で強調されていることが、人事の公正性の確保であります。こう書いてあります。人事行政にとって極めて重要なことの1つは、人事は公正でなければならない。このことが挙げられる。そして、人事の公正を妨げるものとして、情実人事の弊害が大きい。成績主義、メリットシステムに対立する概念として、猟官主義、スポイルズシステムがあるが、これは任命権者などの縁故や個人的つながり、信頼関係等に基づいて任用する制度であり、選挙に伴う論功行賞などにつながる。スポイルズシステムによる情実人事の弊を排除するために、任用の成績主義の原則が強調されているのである。第15条の任用の根本基準の趣旨、運用については、このようにされるべきだということが書かれているわけであり、

さらに、17条の任命の方法についてであります。職員の職に欠員を生じる場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任いずれかの方法により、職員を任命することができる。と書いてあります。ここでも、その法の趣旨において任用の公正性の実現ということが強調され、職員の任用は、職員自身あるいはその取扱う職務に関する者にとってさまざまな利害関係があるため、現実問題として人事が情実や圧力により、また任命権者の思惟によって左右されるおそれがある。そのことが任用の公正を阻害し、ひいては地方自治体の業務の適正な執行を妨げ、更には職員全体の利益に反することにもなりかねない。このような弊害を防止するために、地方公務員法は任用の基本原則を定め、あるいは……。

**寺田議長** 白石議員、委員長報告に対する質問にずれてきているような感じがしますので、簡単明瞭に、わかりやすくお願いしたいと思います。

**白石議員** 質問に対するまとめです。

あるいは競争試験や選考の手続の基本を定め、更には任用の方法を限定することとし、任用が公正に行われることを保障することとしているのであります。地方公務員法が任用における公正の実現を特に重視しているあらわれであります。

私は、政治倫理条例はもとより、今申しました地方公務員法の基本的な原則に基づいてこれは施行されるべきである。適法に実施されているとは言えないのではないかということを書いておきたい、このように思います。

採点結果等の非公開についてであります。委員長は、公表してはこれからどうなるのかという判断から、これ以上の開示請求はしなかったという趣旨の答弁をされました。私も一般質問やその他の予算委員会等での質疑に活用するために、職員の採点結果、順位、氏名あるいは記号において公表されるよう求めましたが、開示されませんでした。これは、私は一定やむを得ない部分があったというふうには思います。しかし、議会がその調査権を付託し、その調査をしている、その権限に基づく開示請求に対して私と同じような扱いをされているということについては、これはいかがなものかと思えます。幾ら得点の上位から必ず合格していると言われても、全く開示されないということはその疑いが解消されていないということを言わざるを得ない、このように思います。

可否の採点、可否判定への関与についてであります。これらについては、地公法に基づい

て詳細に述べました。私はこれらは全く容認できないというふうに思いますし、また百条調査委員会に調査を継続して行っていく、これらの理由についても委員の総意であって決めた、その理由については述べられなかったということについては残念なことだということで、私の質疑を終わっておきたいと思います。

**寺田議長** 白石議員の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。

溝口君。

**溝口議員** 葛城市職員採用事務に関する調査報告書をもとに、今委員長報告をお伺いいたしました。

その中で、報告書の中で幾つか私として理解が難しい部分について質問させていただきます。

1つは、9ページの(3)の上の文章ですね。「当初、採用予定人数が一般職は19名であったのに対し、最終合格者は23名」となっていますね。この差異、19名から最終合格者が23名になった、この考え方について当委員会では問題にはならなかったのか。少なくとも採用予定人数というのは、これ、その年の採用基本の基本中の基本でありまして、一般職19名、建築技術職、土木技術職ともに1名程度、それから保育士3名という、この1名程度というこの程度という文章がある、この技術職に対しては1名に対して1名であります。そして、言い切った採用予定者数が一般事務職員は19名と区切ってあるのに対し23名。そして、保育士は3名がそのまま3名。私ちょっと疑問に感じたのは、19名の採用予定者が23名の合格者を生み、そしてもう1点は、これは事情によって変わったんだろうと思いますが、22ページにこの23年度の辞退をした人、採用辞退者数が23名のうち5名である。偶然19名以内に入ったんですが、採用の基本条件である19名が23名になった、この点について、当調査にかかわって問題視しなかったのかどうかを1点お聞きしたいと思います。

それともう1点は、一番最後の結論のところ、23ページ、「平成24年度からは公平委員が1名加わり、公平性を保った」というふうな表現であらわされていますが、この採用にかかわる基本規程というものはないのかどうか。この基本規程がないということであれば、基本方針というのはその都度変えられるのかどうか。この辺りが非常にあいまいな感じを私は受けましたので、それも委員会で問題にならなかったのか。

それともう1点は、平成21年度から1次試験から3次試験の3段階になった。これは理由が述べられていますので、これについては私は委員長に質問は避けたいと思いますが、平成21年度から1次試験、2次試験、3次試験に制度が変わったという点ですね。これはちょっと疑問の投げかけで、答えは結構です。

それと最後に、23ページに、「公正な職員採用事務体制を確立しつつ、優秀な人材確保に努められることを強く求める」。非常に私は残念なのは、「確立しつつ」何ていう言葉でこの報告書が区切られているところに疑問を感じます。確立しろと、議会としてはこれははっきり言える文章であってしかるべきではなかったのかなというふうに思いますので、この報告書をまとめるときに、この文章の「確立しつつ」というところで、この委員会での調査事項の改善をしようという声はなかったかどうか、この3点だけお聞きしたい。

**寺田議長** 時間も来ましたので、暫時休憩をいたしまして、昼2時から再開したいと思いますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時56分

再 開 午後 2時00分

**寺田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

赤井君。

**赤井総務文教常任委員長** 溝口議員の質問で、再度確認をさせていただきます。

平成23年度の当初採用予定人数が一般職が19名であったのに対し、最終合格者が23名になったということについて、平成23年度の辞退者数が5名ということで、偶然採用予定人数の19名以内となったが、この点について委員会で問題視されなかったのかということではないですか。

(「はい」の声あり)

**赤井総務文教常任委員長** 平成23年度職員採用の結果であり、委員会として問題視しなかったということでございます。

それから2つ目の、平成24年度から公平委員が採点に加わったということであるが、採用にかかわる基本規程というのはないのか。基本規程がないということであれば、基本方針というの簡単に変えられるのか。あいまいに感じるので、委員会で問題とならなかったのかということではないですか。

(「はい」の声あり)

**赤井総務文教常任委員長** 理事者の答弁を受けたが、委員会として問題とはならなかったということでございます。

それからもう1点、「確立しつつ」は疑問、「確立しろ」ではないのか。報告書をまとめるときに、委員会で改善しようとする声はなかったのかということではないですか。

(「はい」の声あり)

**赤井総務文教常任委員長** 一応、常任委員会全員の確認の結果、改善の意見はなかったということでございます。

以上でございます。

**寺田議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

吉村君。

**吉村議員** ただいま上程の葛城市職員採用事務に関する調査についてであります。総務文教常任委員会におきまして深く議論を重ねられ、先ほどご報告いただくまでに至りましたことにつきましては深く敬意を表すところです。

ただ、この報告書に記載されています内容におきまして、点数及び順位については葛城市



の情報公開条例により開示しないことができる公文書として、個人情報に関する情報のほか、事務事業の公正かつ円滑な執行を困難にする情報というところに該当し、このことについては非開示とさせていただくとあります。昨年の9月議会におきまして、私は採用に関してグレーな部分があり、その点をクリアにするために百条委員会設置の発議をいたしました。その際の提案理由にも述べさせていただきましたが、所管である総務文教常任委員会ですら議論をすべきではあるが、個人情報保護法等の法令により結論には至らないであろうから、百条委員会の設置を求めますと言わせていただいています。賛成少数で否決となり、その後に出されました、まずは総務文教常任委員会で調査し、当委員会の調査権限を越えて調査しなければならない場合は百条委員会設置という発議に賛成させていただいた経緯があります。

しかし、今回の報告におきましては、随所に非開示という文言が使われています。先ほども述べましたとおり、論点となるべき部分におきまして非開示では明確な答えが得られず、それをもって調査を終了するということに対しましては到底賛成できるものではありません。更なる審議で明々白々にされますことを要望し、反対の討論とさせていただきます。

**寺田議長** ほかに討論ございませんか。

川西君。

**川西議員** 葛城市職員採用事務に関する調査につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本件につきましては、平成24年第3回葛城市議会定例会本会議第4日目において、所管である総務文教常任委員会に対して調査を付託する決議が可決されましたことから、委員会を5回、協議会を8回開催され、あらゆる角度から調査を実施されました。

その結果、調査報告書に記載されている4項目の調査事項に対しての調査の結果のとおり、職員採用事務についてさまざまなことが明らかになり、改善を必要と思われる事項については委員会から指摘されています。

その主な内容は、まず委員会に対する情報提供についてであります。採用試験結果の個人の点数、順位等が事務事業の円滑な執行を困難にする等の理由により情報を開示されなかったことに対しまして、常任委員会が調査する過程で必要とする情報については開示を検討するよう求められています。

次に、採用試験に市長が直接関与することについてであります。採用試験は、第三者委員会等により公平性、公正性を担保する人を試験官に入れてはどうかとの提案を受けて、公平委員1名を入れていることで一部は改善されていますが、政治倫理条例にのっとり、採用試験には一切入り込む余地がないようにすべきという意見があり、更に進んだ職員採用制度改革を要望されています。

本案件に対する最後の委員会におきまして、本案件が総務文教常任委員会に付託された決議文にあります、本委員会の調査権限を越えて調査しなければならない場合については、地方自治法第100条第1項の規定により、調査特別委員会の設置を検討することについては総務文教常任委員会としてその必要がないことを確認し、本報告書をもって調査を終了したと決定されています。

以上、総務文教常任委員会が作成された葛城市職員採用事務に関する調査報告書を確認し、

総合的に判断した上で、与えられた調査事項に対しましては、先ほど委員長からの報告のとおり、十分な調査を行われたものであり、調査の終了は妥当な決定であると認めまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

**寺田議長** ほかに討論ございませんか。

白石君。

**白石議員** 葛城市職員採用事務に関する調査報告書に対して、反対の立場から討論を行います。

昨年9月から9カ月間にわたり、本総務文教常任委員会において議会の負託に応えるべく調査、審議に努力されてきたことについては評価できるものでありますけれども、反対の立場から討論を行ってまいります。

第1は、採点結果及び合否判定、または合格者の最低点についての公文書等が個人情報のため開示しない、あるいは事務事業の公正かつ円滑な執行を困難にするという理由で開示をしないということであります。総務文教常任委員会が求めた情報は、これは調査事項の根幹を調査する重要な請求でありましたけれども、理事者側が開示しないことができる公文書、あるいは事務局として非開示にした方がいいだろう、こういう判断をもって開示しないということになっています。これでは総務文教常任委員会の調査、審議そのものが十分行われることは考えられないことであります。私は真摯に総務文教常任委員会の調査、審議権に応じてこれらの情報を開示すべきであり、このことについて追及しなかった総務文教常任委員会の報告については容認しがたいものであります。

次に、市長等の職員採用に係る合否と採点に対する関与についてであります。理事者はこのことについて法律で禁止されていない、当然至極のことだ、どういう人たちが適当なのか、ふさわしいのかということとを判定することに対し、最高決定責任者である首長が関与して何が悪いのかと、そして、法に基づいて仕事をしていると、こういうことでございました。私は、葛城市の政治倫理条例を質疑の中でも申し上げました。市長等あるいは議員は、「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いをもたれるおそれのある行為をしないこと。」「公正な人事を図るため、市職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。」、このように市長や議員の責務、並びに政治倫理基準が示されていることからして、到底この理事者の姿勢、立場は容認できないわけであります。

さらに、地方公務員法の第6条、任命権者についての規定であります。地方公共団体の長、議会の長などの任命権者は、この法律、つまり地方公務員法であります、並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則、これに従い、それぞれ職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする、このようにされています。平たく言えば、任命権者は地方公務員法に基づく条例や規則、その他の規定に従って、職員の任命、休職、任免、免職、懲戒等の任命権の行使を行うものとされているのであります。法律に禁止をされていない、確かに禁止の規定はないけれども、法律に従ってその権限を行使することを求められているのであります。

さらに15条の任用の根本基準では、職員の任用は、地方公務員法の定めるところにより、

受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない、このように書いてあります。職員の任用については、まず第1に成績主義の原則の確立が求められております。それは、任用の根本基準として、職員の任用は、地方公務員法の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならないことを明らかにしています。これが成績主義、または能力実証主義と呼ばれる基本原則なのであります。

これは、人事行政にとって極めて重要なことでもあります。情実人事の弊を排除するために、任用上の成績主義の原則が強調されている、そして人事の公正を確保しようというものであります。この点について、全く法を遵守しようという意図が全く見えないということは残念至極であり、総務文教常任委員会でのこの点での議論は不十分であると言わざるを得ません。

さらに、職員採用の基本方針、平成23年から平成26年の間に人員集中投入期間として67名を採用する、こういう方針が打ち出されました。しかし、これが1年をもって停止され、今日に至っている。このような人事方針についても更に深めるべきであり、受験資格の変更についても、年齢28歳が平成23年には一般職で35歳に引き上げられている。雇用対策法やリーマンショック等による影響を緩和するためということでもありますけれども、特例によって、奈良県あるいは12市のうち11市は29歳を保持している、こういう状況であります。

さらに、百条調査委員会の設置についてであります。これまで述べたように、不十分な調査、審査の内容であるならば、百条調査委員会第1項の規定により、葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会を設置して更に検討すべきである、このように思います。

私は、本件については、引き続き議会活動あるいは政治活動において、政治倫理条例や地方公務員法あるいは憲法に基づいて更に改善をするため、全力を挙げて取り組むことを表明し、討論を終わります。

**寺田議長** ほかに討論ありませんか。

下村君。

**下村議員** この件に関しては、私、総務委員でもないんですけれども、この調査報告書を拝見させていただきまして、一言述べながら賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

その前に、総務委員の委員長初め、委員の皆さん方、本当に13回、協議会、委員会を混ぜて13回です、本当にご苦労さまでございました。

その結果、いろんな今後の職員採用の件に関しましてのいろんな意見も出されております。これに対しては理事者の方も今後検討していただきたいと思うんですけれども、私の述べたいのは、当初、この職員採用にかかわる件に対しましては、この資料の中の調査の趣旨にも書いておりますとおり、議会全員協議会や一般質問の中でいろいろと議論があると。このいろいろというのは、おそらく職員採用に対しての不正があったのではないかと、こういうことを私、当初聞いております。一般の市民の方からこういう不正があったということを聞いているということで、何の証拠にもなしに百条委員会を設置しろというような意見がありました。それはそれでいいと思うんですけれども、調査案件の中でも1番、葛城市職員採用事務に関する事項、これも本当は葛城市職員採用事務の不正にかかわる事項と私は理解いたしております。4番目の葛城市職員採用試験における市長の採点及び合否判定等にかかわる、

これも不正にかかわることだと私は理解いたしております。そして、今回総務文教常任委員会で調査いたしてもらいました結果、何ら不正に関することは出てきておりません。そういうことでありますから、この件に関しましては非常に総務文教常任委員会ご苦労さまでございましたけれども、これでもう調査を終結していただきまして、不正はなかったという確証のもとに、私はこの調査報告書に対して賛成をいたしたいと思っております。

以上です。

**寺田議長** ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、葛城市職員採用事務に関する調査についてを採決いたします。本調査につきまして、ただいま委員長から概要説明がありました報告書を最終報告とし、議会としての調査を終了することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**寺田議長** 起立多数であります。よって、本報告書を最終報告書とすることに決定いたしました。

次に、日程第11、発議第3号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

10番、溝口幸夫君。

**溝口議員** ただいま議題となっております発議第3号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、葛城市議会の議員定数が、今年の10月に控えております次の一般選挙より15人に削減されることに伴い、各常任委員会及び議会運営委員会の構成について委員会条例を改正する必要があることから、議会改革特別委員会において近隣市や全国の人口5万人以下の市議会における常任委員会の設置状況などを参考にしながら、委員の皆様からさまざまなご意見をいただき、議論を重ねてまいりました。その結果、常任委員会の数、またそれぞれの委員定数等につきまして結論に至ったことから、今定例議会におきまして葛城市議会委員会条例の一部を改正するために提出するものであります。

内容につきましては、お手元にお配りしております議案を朗読させていただきます。

葛城市議会委員会条例の一部を改正する条例。葛城市議会委員会条例、平成16年、葛城市条例第152号の一部を次のように改正する。第2条第2項の第1号中、(6人)を(5人)に改め、同項第2号中、(民生水道常任委員会)を(生活福祉常任委員会)に、(6人)を(5人)に改め、(上下水道部)を削り、同項第3号中の(6人)を(5人)に改め、(都市整備部)の次に(上下水道部)を加える。第4条第2項中、(7人)を(8人以内)に改める。

このように条例を改正するものでありまして、この条例は平成25年11月1日から施行する。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**寺田議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** ないようですので、質疑を終結いたします。  
本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、発議第3号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時26分

再 開 午後4時25分

**寺田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告申し上げます。休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、会議の概要について、運営委員長よりご報告願います。

5番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議会運営委員長** 先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査について協議をいたしておりますので、その内容についてご報告を申し上げます。また、一般質問における発言等の取扱いについても協議をいたしておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、本日都市産業常任委員会より、議長に対し、給食センター予定地葛城市寺口1666番地1の建築物の取得に関する事項について、都市産業常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申し出があり、その取扱いについて協議をいたしました。その結果、このたび給食センター予定地葛城市寺口1666番地1の建築物の取得に関する事項については、所管である都市産業常任委員会において付託議案以外の所管事項の調査として審査を願うことに決定をいたしました。

続きまして、引き続き一般質問の発言等の取扱いについて、協議をいたしました内容についてご報告をいたします。

このことにつきましては、今定例会の中で行われました一般質問の中で、個人名を名指しにするような場面があったことを受けまして、発言等の取扱いについて協議をいたしました。協議の結果、他市の状況を見ても、一般質問を初めとした本会議や委員会における議員の発言については、議員の発言の自由を尊重しつつ、発言者の自己責任のもと、議会の秩序や品位を落とすことにならないように、議員個人のモラルやマナーの問題として個々の判断とし

て、議会運営上特に定めることはないとし、発言に問題が認められた場合については、その会期中に議長や委員長に申し入れをし、判断を求めること、このことを再度本委員会として確認をさせていただきました。

以上、報告とさせていただきます。議員皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

**寺田議長** ただいまの報告のとおり、今後、給食センター予定地葛城市寺口1666番地1の建築物の取得に関する事項につきましては、都市産業常任委員会の調査事項として審査いただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本件については閉会中も継続して審査を要するとして、委員長より閉会中の継続審査の申し出がありましたので、あわせてご報告を申し上げます。

次に、日程第12、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申し出の一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表に記載の事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで私より、6月20日の一般質問時における川辺順一君の発言については、後日会議録を調査の上、不適当な発言がございましたら、適当な処置をすることにいたします。

以上でございます。

それでは、閉会の挨拶をいたします。

議員の皆様方には18日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

これで本定例会が閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、議員各位から出されました数々の意見や要望を真摯に受けとめられ、引き続き平成25年度葛城市政の執行にあたられますよう要望し、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長。

**山下市長** 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月18日に開会されました平成25年第2回葛城市議会定例会が、本日を持ちまして全日程を終えさせていただきました、閉会の運びとなりました。その間、提案いたしました全議案、慎重にご審議を賜り、またいずれも同意、承認、可決をいただきましたことにつきまして、

改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、会期中に議員の皆様から多くの貴重なご意見など頂戴いたしましたことを真摯に受けとめながら、職員一同市政運営に当たってまいりたいと考える次第でございます。議員各位におかれましては、今後より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

寺田議長 以上で、平成25年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後4時33分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 寺 田 惣 一

議 会 副 議 長 川 西 茂 一

署 名 議 員 朝 岡 佐一郎

署 名 議 員 赤 井 佐太郎